

厚生労働省三重労働局発表

令和4年12月23日（金）

【照会先】

三重労働局職業安定部職業対策課

課長 村上 裕行

課長補佐 山暮 真弓

助成金係長 森山 優峰

（電話）059-226-2111

報道関係者 各位

「リスクリング・人への投資応援特別キャンペーン」を実施します

令和4年12月2日付けで人材開発支援助成金に「事業展開等リスクリング支援コース」が創設されました。また、同日付けで人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」について制度の改正が行われました。

「人への投資促進コース」は、令和4年9月1日と同年10月1日にも、それぞれ制度見直しが行われており、今回の改正により、さらにご利用いただきやすくなりました。

そのため、三重労働局（局長 金尾 文敬）では人材開発支援助成金について活用をご検討の事業所のみなさまに、よりわかりやすくお伝えできるよう、「リスクリング・人への投資応援特別相談キャンペーン」を以下のとおり取り組みますのでお知らせします。

記

1. 人材開発支援助成金とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

2. 事業展開等リスクリング支援コースとは（※詳しくは別添1をご覧ください。）

企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ①既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成
- ②業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

3. 人への投資促進コースとは（※詳しくは別添2をご覧ください。）

人への投資を強化するため、政府では3年間で4千億円規模のパッケージにより、民間ニーズを反映しつつ取り組んで行くこととしており、国民の皆さまからの提案等をもとに、令和4～6年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」が令和4年4月に創設されました。

具体的には、以下の5種類の訓練または制度導入に対する助成を行っています。

| | |
|-------------------------|--|
| 高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練 | 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練 |
| 情報技術分野認定実習併用 職業訓練 | OFF-JT と OJT を効果的に組み合わせた訓練として厚生労働大臣の認定を受けたIT分野未経験者に対する訓練 |
| 定額制訓練 | 多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練 |
| 自発的職業能力開発訓練 | 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成 |
| 長期教育訓練休暇等制度 | 働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成 |

4. 人への投資促進コースの制度改正及び見直しの内容について（※詳しくは別添3をご覧ください。）

令和4年9月1日からの制度見直しに加えて、更なる制度の見直し及び助成率の引き上げ等の改正を行いました。主な改正及び見直し内容は以下のとおりです。

令和4年9月1日からの見直し

①訓練施設の要件変更

グループ企業内の訓練施設等が対象となりました。

②提出書類の省略

Web 会議ツール等で訓練を実施した場合の出席状況確認ログ等の提出が省略されました。

③定額制訓練の要件変更

既に定額制サービスの契約期間の初日が到来している場合も助成対象としました。

令和4年10月1日からの見直し

①定額制訓練の要件変更及び提出書類の簡略化

本来の計画届の提出期限を超過し、かつ契約期間の初日が到来していない定額制サービスについても助成対象としました。

②高度デジタル人材訓練の要件変更

対象事業主の要件に、「企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主」を追加しました。

③情報技術分野認定実習併用職業訓練の要件変更及び提出書類の省略

対象労働者について、業務経験が概ね1年未満の者の部分を削除しました。

令和4年12月2日付け改正

①定額制訓練の助成率の引き上げ

経費助成率を以下のとおり引き上げました。

| 中小企業 | 大企業 | | 中小企業 | 大企業 |
|---------------|---------------|---|---------------|---------------|
| 45% (+15%) | 30% (+15%) |  | 60% (+15%) | 45% (+15%) |

※（）内の助成率は生産性要件を満たした場合に加算される率です。

②自発的職業能力開発訓練の助成率の引き上げ

経費助成率を、30%から45%（生産性要件を満たした場合はそれぞれの経費助成率に15%を加算）に引き上げました。

5. 「リスキリング・人への投資応援特別相談キャンペーン」について（※詳しくは別添4をご覧ください。）

企業内で人材育成を考えている方を対象に、ゆっくりと時間をかけて人材開発支援助成金の内容や手続き方法等についてご相談いただけるよう、以下のとおりキャンペーンを実施します。

<特別相談期間>

令和4年1月11日（水）～令和4年3月10日（金）

土日祝日を除く10:00～12:00、13:00～16:00の間の1時間程度
（毎時00分からの開始で、事前予約制となります。）

<場所>

三重労働局2階・職業対策課助成金室へお越してください。

津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階（津駅東口から徒歩15分）

<対象>

人材開発支援助成金の活用をご検討の事業所の方

- ・初めてのご利用、既にご利用歴がある場合のいずれでもご相談が可能です。
- ・人材開発支援助成金のすべてのコースが対象です。（「特定訓練コース」、「一般訓練コース」、「教育訓練休暇等付与コース」、「特別育成訓練コース」、「人への投資促進コース」、「事業展開等リスキリング支援コース」）

<お問い合わせ・お申込み>

三重労働局職業安定部職業対策課人材開発支援助成金担当あて電話によりお申し込みください。

電話：059-226-2111（直通）